

時間外労働の上限規制への対応（36協定の見本）

1. はじめに

今回の法改正では、これまでの限度基準告示による時間外労働の上限だけでなく、休日労働も含んだ1か月あたり及び複数月の平均時間数にも上限が設けられました。このため、企業においては、これまでとは異なる方法での労働時間管理が必要となります。

2. 労働時間管理のポイント

上限規制に対応して36協定を締結、届出を行った場合、次の段階として、36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。

以降に、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

Check Point

- ①「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、36協定で定めた時間を超えないこと。
 - ✓ 36協定で定めた「1日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
 - ✓ また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、36協定で定めた「1か月」「1年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。
- ②休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- ③特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、36協定で定めた回数を超えないこと。
 - ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数（＝特別条項の回数）の年度の累計回数を把握し、36協定で定めた回数を超えないよう注意してください。
- ④月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。
- ⑤月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2～6か月の平均をとっても、1月当たり80時間を超えないこと。

！ 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が全くないような事業場であれば、①～③のポイントだけ守ればよいことになります。

出典：厚生労働省 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説

3. 36協定の記載例（別添資料）

- ① 限度時間を超えない場合
- ② 限度時間を超える場合
- ③ フレックスタイム制を採用する場合
- ④ 新技術・新商品の研究開発業務

以上

① 36 協定記載例(限度時間を超えない場合)

様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
情報処理	多田国際システム株式会社	(〒141 ー 0032) 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号 (電話番号: 12 - 3456 - 7890)	2019年4月1日から1年間 有効期間を記入(原則1年間)
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)
① 下記②に該当しない労働者	業務の範囲を細分化し、明確に定め 業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】	技術 営業 経理 総務	15人 10人 4人 2人
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	従業員数を担当業務ごとに分けて記入する。 □パートタイマー、アルバイト、嘱託社員、契約社員なども含めます。 □管理監督者は含めません。 □派遣社員は含めません。 □役員は含めません。(兼務役員は含めます。)ただし、兼務役員は管理監督者になっていることが多いため、人数には入れません。	技術 営業	15人 10人
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)
	臨時の受注、納期の変更、納期逼迫の業務調整 取引先の都合等で臨時の業務を行うため	技術 営業	15人 10人

労働保険番号・法人番号を記載

有効期間を記入(原則1年間)

起算日を記入

業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】

業務の範囲を細分化し、明確に定め

任意のため記載不要

任意のため記載不要

任意のため記載不要

任意のため記載不要

最大15時間まで

①については45時間まで、②については42時間まで
必要最低限にとどめるべきです(指針2条)

①については360時間まで、②については320時間まで
必要最低限にとどめるべきです(指針2条)

任意のため記載不要

労働させる法定休日の日数を記載する。

協定開始日前であること

選出方法を記載(投票、挙手等による)

□管理監督者は代表になれません。(課長職や部長職の人は選出できません)
□職名は必ず記入
□シチュ以外の印鑑にてご捺印

チェックボックスに要チェック

提出日

品川 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 ○○ ○○

②36 協定記載例(限度時間を超える場合)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

1 枚目(一般条項)

時間外労働 に関する協定届
休日

労働保険番号・法人
番号を記載

労働保険番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	都道府県	所掌	管轄	基礎番号	枝番号	被一括事業場番号			
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	2 3							

事業の種類		事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		有効期間を記入 (原則1年間)	協定の有効期間				
情報処理		多田国際システム株式会社	(〒141 - 0032) 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号 (電話番号: 12 - 3456 - 7890)		2019年4月1日から1年間					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	延長することができる時	起算日 (年月日)	①については360時間まで ②については320時間まで	
		業務区分を細分化して記載する必要があります 【指針4条】	業務の範囲を細分化し、明確に定める。							
		業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】	業務の種類	労働者数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
		業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】	業務の種類	労働者数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	業務の種類	労働者数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】		従業員数を担当業務ごとに分けて記入する。 □パートタイマー、アルバイト、嘱託社員、契約社員なども含めます。 □管理監督者は含めません。 □派遣社員は含めません。 □役員は含めません。(兼務役員は含めます。)ただし、兼務役員は管理監督者になっていることが多いため、人数には入れません。								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
	業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】		業務の種類	労働者数	所定休日	労働させる法定休日の日数を記載する。		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスにチェック)

チェックボックスに要チェック

2枚目(特別条項)

時間外
休日

時間外労働と休日労働の合計時間を記載。
月100時間未満に限り。なお、この時間を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間⇒1枚目の
労使協定の時間(月
45時間(42時間))

休日を含まない時間外
労働の時間数を記載。
年720時間以内に限り
ます。

起算日
を記入

限度時間⇒1枚目
の労使協定の時
間(年360時間)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。1箇月時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
突発的な仕様変更対応、システムトラブル対応	技術	15人			6回	85時間		25%	700時間		25%
製品トラブル、大規模なクレームへの対応	営業	10人			6回	85時間		25%	700時間		25%
合併後の決算業務対応、会計システム変更対応	経理	4人	任意のため 記載不要		6回	70時間	任意のため 記載不要			600時間	25%
臨時株主総会対応、IR関連対応	総務	2人			6回	70時間				600時間	25%
急な受注増加に伴う棚卸作業	購買	5人			4回	80時間		25%	650時間		25%
突発的な仕様変更対応、システムトラブル対応	技術	15人			6回	85時間		25%	700時間		25%
製品トラブル、大規模なクレームへの対応	営業	10人			6回	85時間		25%	700時間		25%
合併後の決算業務対応、会計システム変更対応	経理	4人	任意のため 記載不要		6回	70時間	任意のため 記載不要			600時間	25%
臨時株主総会対応、IR関連対応	総務	2人			6回	70時間				600時間	25%
急な受注増加に伴う棚卸作業	購買	5人			4回	80時間		25%	650時間		25%
突発的な仕様変更対応、システムトラブル対応	技術	15人			6回	85時間		25%	700時間		25%
製品トラブル、大規模なクレームへの対応	営業	10人			6回	85時間		25%	700時間		25%
合併後の決算業務対応、会計システム変更対応	経理	4人	任意のため 記載不要		6回	70時間	任意のため 記載不要			600時間	25%
臨時株主総会対応、IR関連対応	総務	2人			6回	70時間				600時間	25%
急な受注増加に伴う棚卸作業	購買	5人			4回	80時間		25%	650時間		25%
突発的な仕様変更対応、システムトラブル対応	技術	15人			6回	85時間		25%	700時間		25%
製品トラブル、大規模なクレームへの対応	営業	10人			6回	85時間		25%	700時間		25%
合併後の決算業務対応、会計システム変更対応	経理	4人	任意のため 記載不要		6回	70時間	任意のため 記載不要			600時間	25%
臨時株主総会対応、IR関連対応	総務	2人			6回	70時間				600時間	25%
急な受注増加に伴う棚卸作業	購買	5人			4回	80時間		25%	650時間		25%
突発的な仕様変更対応、システムトラブル対応	技術	15人			6回	85時間		25%	700時間		25%
製品トラブル、大規模なクレームへの対応	営業	10人			6回	85時間		25%	700時間		25%
合併後の決算業務対応、会計システム変更対応	経理	4人	任意のため 記載不要		6回	70時間	任意のため 記載不要			600時間	25%
臨時株主総会対応、IR関連対応	総務	2人			6回	70時間				600時間	25%
急な受注増加に伴う棚卸作業	購買	5人			4回	80時間		25%	650時間		25%

一時的又は突発的に時間外を行わせる必要のあるものに限り具体的に定める必要があります。

記載例
・機械トラブルへの対応
・急な受注増加に伴う製造対応
・ボーナス商戦に伴う業務の繁忙

業務の範囲を細分化し、明確に定める。

手続きが厳格に問われるようになっていきます。可能であればメール等証拠が残るもので通告する。

健康及び福祉を確保するための措置を講じる必要があります。記載心得10項目の中から選択することになります。(1つ、かつ確実に実行できるものでよい)【指針8条】

協定開始日前であること

選出方法を記載
(投票、挙手等による)

時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
 協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）
 2019年3月17日
 品川 労働基準監督署長殿
 提出日

職名 システム開発部リーダー
 氏名 ○○ ○○
 職名 代表取締役
 氏名 ○○ ○○
 印 (印)

印
 管理監督者は代表になれません。(課長職や部長職の人は選出できません。)
 職名は必ず記入
 シヤク以外の印鑑にてご捺印
 チェックボックスに要チェック

③36 協定記載例(フレックスタイム制を採用する場合)

様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働に関する協定届

労働保険番号
都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号

法人番号

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
情報処理		多田国際システム株式会社			(〒141—0000 東京都品川)				2019年4月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
		① 業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期の変更、納期逼迫の業務調整	技術(フレックスタイム制)	15人	1日	—	—	30時間	—	250時間	—
		取引先の都合等で臨時の業務を行うため	営業(フレックスタイム制)	10人	1日	—	—	30時間	—	150時間	—
		臨時の業務および月次決算業務のため	経理	4人	1日	2時間	2時間	10時間	10時間	150時間	150時間
		給与、人事関連業務	総務	2人	1日	2時間	2時間	10時間	10時間	150時間	150時間
時間外労働	② 下記①に該当する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
時間外労働	② 下記①に該当する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
時間外労働	② 下記①に該当する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
時間外労働	② 下記①に該当する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
休日労働	① 下記②に該当しない労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
休日労働	① 下記②に該当しない労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
休日労働	① 下記②に該当しない労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
休日労働	① 下記②に該当しない労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)

労働保険番号・法人番号を記載

有効期間を記入(原則1年間)

起算日を記入

フレックスタイム制を導入する場合、フレックスタイム制の清算期間の始期と一致することが、賃金清算が簡便となり望ましいです。

業務区分を細分化して記載する必要があります【指針4条】

フレックスタイム制適用の旨を記載

業務の範囲を細分化し、明確に定める。

フレックスタイム制適用者については、1日の法定労働時間を超える時間数を定める必要はありません。

- 1か月の法定労働時間を超える数1か月の法定労働時間を超える数を定めます。
- 1か月を超えるフレックスタイム制適用者については、
 - ①各月ごとに週平均50時間を超え時間を超える時間数
 - ②清算期間を通じて、法定労働時間の総枠を超える時数(①を除く)が時間外労働として取り扱われます。原則として、45時間以内となります。

1年の法定労働時間を超える間数を定めてください。フレックスタイム制が適用される労働者については、原則として360時間以内となります。

フレックスタイム制のもとで、休日労働(1週間に1日の法定休日に労働すること)を行った場合、休日労働の時間は、清算期間における総労働時間や時間外労働とは別で取り扱われます。(35%以上の割増が必要)

協定開始日前であること

選出方法を記載(投票、挙手等による)

管理監督者は代表になれません。(課長職や部長職の人は選出できません)
 職名は必ず記入
 シヤチハク以外の印鑑にてご捺印

チェックボックスに要チェック

品川 労働基準監督署長殿

特別条項については、「②36 協定記載例(限度時間を超える場合)」を参照

④36 協定記載例(新技術・新商品の研究開発業務)

時間外労働 に関する協定届
休日労働

労働保険番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

<p>◆適用除外について【基発 0907 第 1 号 (平成 30 年 9 月 7 日)】 新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務については、 限度時間 (労基法第 36 条 第 3 項及び 4 項)、時間外・休日労働 協定に特別条項を設ける場合の要件 (労基法第 36 条第 5 項)、1 か月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において 労働させた場合の上限 (労基法第 36 条第 6 項第 2 号及び第 3 号) についての規定は適用されません。 ※新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務とは、専門 的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品 等の研究開発の業務をいう。</p>		事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
		多田国際機械工業株式会社	(〒141 — 0032) 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号 (電話番号: 12 - 3456 - 7890)		2019 年 4 月 1 日から 1 年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数
		〇〇に関する商品開発業務	研究開発	5 人	15 時間	1 日
	〇〇に関する新技術開発	技術開発	3 人	15 時間	15 時間	70 時間
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者	新商品開発に伴う検査業務	検査	4 人	10 時間	65 時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)	とができる法定	
	臨時の受注、納期の変更、納期逼迫の業務調整	研究開発	5 人	任意のため記載不要	～22:00	
	取引先の都合等で臨時の業務を行うため	技術開発	3 人	任意のため記載不要	～22:00	
労働基準法第 26 条第 4 項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する措置		(該当する番号)	(具体的内容)			
協定開始日前であること		⑦	総務部に健康に関する相談窓口を設置する。 利用時間: 毎週月曜、水曜 10:00～12:00			

協定の成立年月日 2019 年 3 月 15 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 製造開発部リーダー
氏名 〇〇 〇〇

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

2019 年 3 月 17 日

提出日

選出方法を記載 (投票、挙手等による)

使用者 職名 代表取締役
氏名 〇〇 〇〇

品川 労働基準監督署長殿



開発分であっても、通常の従業員代表が記載します。
□管理監督者は代表になれません。(課長職や部長職の人は選出できません。)
□職名は必ず記入
□シャチハタ以外の印鑑にてご捺印